

「熊本県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」のあらまし

高度経済成長は、消費生活の高度化と多様化をもたらすとともに、企業の巨大化、流通機構の複雑化により、経済取引における消費者の力は相対的に弱くなったといわれています。そこで県では、県民のみなさんの消費生活における利益の擁護と増進のため「熊本県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を制定し、十一月一日から施行しました。この条例は二十三条からなっています。そこで本号では条例のあらましについて紹介いたします。

条例制定の 目的と趣旨

この条例によって達成しようとする目標は、消費者利益の擁護及び増進によって県民の消費生活の安定及び向上を図ることにあります。

「消費者利益の擁護」とは、平たく言えば、消費生活のために商品やサービスを購入する一般のお客さんが身体や財産

の被害その他不当な損害を受けないよう、その契約によって当然受けるべき利益が確保されることであります。

もともと消費者と事業者は、取引の相手として対等な立場にあり、しかも市場における需要は消費者が決定するのでありますから、市場機構がうまく働きさえすれば、競争の原理が働き、おのずから消費者利益の増進が図られると考えられているところであります。

しかしながら経済の成長は、国民の日常生活を豊かにし、消費生活の向上をもたらしましたが、付随する問題として目まぐるしい新商品の盛衰、販売競争の激化、宣伝と広告、情報の過多などを通じて、消費者の適正な選択を困難にし、また欠かぬ商品や不当表示などによって消費者の安全や利益を損うといった問題が目立つようになって参りました。

このようなことから消費者保護の必要性が認識され、国においては、昭和四十二年に「消費者保護基本法（以下基本法という）」を制定したのをはじめ各関係法律の整備や施策が進められているこ

ろであります。

しかしながら、資源有限時代を迎え、経済環境は一段と厳しくなっている今日、県においても積極的に消費者保護行政を推進し、より一層県民の消費生活の安定と向上を図る必要が生じていると考えられます。

このため、国の法律の定めほかに、県において必要な施策を講ずることができよう、この条例が制定されることとなったのであります。

基本理念

- (1) アメリカのケネディ大統領が、一九六二年、議会に送った消費者利益保護に関する教書の中に、有名な次の四つの言葉があります。
- (2) 商品について必要な事実が知らされること。
- (3) 商品の選択ができること。

県市町村の責務

大部分の商品は、全国的な規模で生産

的責任を自覚して消費者に不利益を与えないように努力すること」を答申し、昭和四十八年政府は、経済社会基本計画の中で「事業者は、消費者の利益を擁護するような経営姿勢を強化する必要がある、それが事業者にとってもわが国経済にとつても発展の基礎となることが認識されるべきである。」と定めておられるのであります。

従って条例においては、基本法の趣旨に基づき、危害防止、表示等の適正化及び県市町村の施策に協力する責務並びに品質を向上してよりよい商品の供給を図り、かつ、資源利用の適正化を図るよう努力すべきことが定められております。

また消費者は、経済社会の発展に即応して自ら進んで消費生活上に必要な知識を修得し、情報を収集し、自主的で合理的な生活設計と健全な消費行動に努める必要があります。消費者の正しい認識と行動は、事業者の自覚を促し、消費者行政の効果を高めるなど消費生活の安定と向上のため、経済社会の中で果たす役割は極めて大きいものがあります。

事業者の責務と 消費者の役割

- (1) 各関係行政機関との連絡調整、消費者保護に関する行政は多種多様であるので、庁内関係各部課をはじめ、国の地方機関等との連絡協議を行い、統一・効率的な執行を図る。
- (2) 消費者の声を聞くためのモニター設置
- (3) 消費者啓発事業の推進
- (4) 消費者組織活動の推進
- (5) 苦情処理
- (6) 商品の鑑別テスト
- (7) 住民の消費生活、消費者意識、消費者団体等の実態把握

事業者の責務については昭和三十八年国民生活向上対策審議会は、「その社会

危険商品の 出回り防止

本年四月から九月までの六ヶ月間に国民生活センターに寄せられた危害情報によりますと、全国で千百十件の危険商品

による危害が発生しており、そのうち、身体に危害をあたえた商品は五百二十五件で約半数に及んでいます。危害内容は、化粧品等によるシミ、かぶれが百八十四件で最も多く、続いて損傷が百二十一件となっており、この中には脚立折損による死亡事故等の危害も発生しております。

又その他の危険商品（身体に危害をあたえなかつた商品）は五百八十五件の発生で、エアポットなどの破裂、破損の百三十件、次に食料品等に対する異物混入の百一件の順となっております。

本県の同期間の危険商品の発生状況は、総数二十七件で、その内身体に対する危害商品が十二件発生しており、危害内容では、シミ、かぶれの九件が第一位を示しており、全国の発生状況と同じ傾向を示しておりますが、危害商品による死亡事故は発生しておりません。

身体に損害のなかつた危険商品の発生件数は十五件で、本県でもオーブンレンジやホーロー鍋などの破裂、破損の六件が最も多く続いて食料品等の異物混入が五件発生し、危険商品の発生状況も全国と同じ傾向にあります。

危険商品による危害発生は、四十九年頃から年々増加の傾向を示し、商品内容も様々の分野にわたっています。そこでこのような商品等がもたらす危害から生命や財産を守るため、事業者自らがより一層危害の発生する商品等を提

(4) 消費者の意見が反映されること。我が国の消費者保護基本法もこの理念の実現を施策の基本方向としておられるのであります。

条例におきましても、このことを良好な消費生活を保つための基本理念としておりまして、特に事業者、消費者及び行政の相互信頼によって達成されるものであるとしているものであります。

最近、消費者の側からも、事業者の側からも、相互の意志の疎通を積極的に図ろうとの気運が盛り上がりつつありますので、このような自主的な気運を行政の側からも助長して行く必要があります。公権力に基づく取締りや行政の監視、努力も必要ですが、それだけで十分な効果が挙げられるとは限りません。県民の関心と認識に基づく協力によって達成されるものと思われれます。

供しないよう万全の措置を講ずることを求める一方、県は危険商品等の疑いがあるときは速やかに調査を行い、必要な資料の提出又は説明を求めます。万一危険商品等が供給されれば、その供給の中止、回収等を指導勧告し、勧告に従わなかったときは、氏名などを公表することができるようになっています。

なお、危険商品の防止については、食品衛生法、薬事法、消費生活用製品安全法、有害家庭用品規制法、電気用品取締法及びガス事業法等多くの法律があつて、それぞれの商品の安全確保のため、販売製造の禁止、回収命令、罰則等の規定が設けられております。従ってこれらの法令の適用を受ける商品が危険商品であるときは、その法令の手続きで措置されますので、条例の適用は受けません。

例えば、消費生活用製品安全法におきましては、消費生活用一般製品の欠陥により、生命、身体に重大危害が発生し、又は発生する急迫した事態において、拡大防止のため、特に必要がある場合は、主務大臣は、製品の回収等の緊急命令（違反は一年以下又は三十万円以下）を出すことができることとされておりまして、従って条例の場合は、危険商品ではあるが、重大危害のおそれなく、従って同法の緊急命令の発動がなされない場合に、回収等の措置を勧告することとなりまして、これは、むしろ法律よりも厳しい基準とも言えます。